

JL3YWC 波夢倶楽部 会則

第1条 (名 称)

本社は、波夢倶楽部と称する。

第2条 (事務所)

本社の事務所は、会長の住所に置く。

第3条 (目 的)

本社はアマチュア無線を愛する者が集い語らう会として、アマチュア無線を通じて会員相互の協調と融和の精神を図り、無線技術の向上と社会福祉に貢献することを目的とする。

第4条 (事 業)

本社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社団局の運営
- (2) アワードの発行
- (3) その他、本社の目的達成に必要な事業

第5条 (会員の資格)

会員は次の資格を有すること。

- (1) 会員はアマチュア無線の無線設備の操作を行うことが出来る無線従事者の資格を有するもので、会員と認められた者。
- (2) 未成年の会員は保護者の同意書(様式1)を必要とする。この同意書は会長に提出する。

第6条 (会員の期間)

会員の期間は次の通りとする。

- (1) 会員の期間は1月1日から12月31日迄とする。
- (2) 毎年、自動更新とする。

第7条 (会員資格の喪失)

会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 電波法令に違反し、罰則の適応を受けたとき。
- (3) (2)以外の法令に違反し、罰金刑を越える罰則の適応を受けたとき。
- (4) 会員が総会に付議された会員資格審査に応じないとき。
- (5) 会員が総会に付議された会員資格審査において資格を失ったとき。
- (6) 退会届を提出し、指定された退会日を越えたとき。
- (7) 総会に委任状を提出せず参加しないとき。
- (8) 分担金を負担しないとき。
- (9) 本社の事業を故意に妨害し、又本社の名誉を毀損する行為があったとき。

第8条 (会員の権利)

会員は次の権利を有する。

- (1) 本団が設置する社団局その他の設備を利用すること。
- (2) 本団の事業に参加すること。
- (3) 総会の発言権および議決権を行使すること。
- (4) 議決権を他の会員に委託して行使すること。

第9条 (会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- (1) 会員は本団が設置する社団局の再免許の年は再免許費用を会員数で除した分担金を負担しなければならない。
- (2) 会員はアマチュア無線連盟の年会費等を会員数で除した分担金を負担しなければならない。
- (3) 総会に参加しなければならない。
- (4) 諸事情により総会に参加出来ない場合は、出席する会員を委任者にした委任状(様式3)を会長に提出しなければならない。
- (5) Eメールアドレスを登録しなければならない。
- (6) 会長から件名に「重要!」と記されたEメール到着時は、到着したことを会長にEメールにて連絡しなければならない。

第10条 (役員)

本団に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名
- (2) 監事 1名

但し、理事の中より会長、会計を互選する。

第11条 (会長)

本団は会長1名を置く。

第12条 (会計)

本団は会計1名を置く。

第13条 (監事)

本団は監事1名を置く。

第14条 (役員を選出)

役員を選出は総会で理事2名と監事1名を記入し無記名の投票で行う。

第15条 (役員業務)

役員は次の業務を行う。

- (1) 会長は、本団を代表し、業務を掌理統括する。
- (2) 会長は、第7条に該当し会員資格を喪失又は退会する時は、代表者変更届(様式7)に署名捺印しなければならない。
- (3) 会計は、本団の会計を行う。
- (4) 監事は、会計監査および理事の職務を監査する。

第16条 (役員会)
役員会は会長が招集し、本社の業務執行に必要な事項を決める。

第17条 (総会)
総会は通常総会と臨時総会の2種類とし、以下の時に開催する。

- (1) 通常総会は毎年1回2月に開催日の1ヶ月位前にEメールにて日時、場所を連絡し、会長が招集し開催する。
- (2) 臨時総会は役員会または会員2分の1以上から、理由を付して要求があったとき会長が招集し開催する。
- (3) (2)の時、会長が第7条に該当し不在の時は、会計を会長代行として開催する。
- (4) (2)の時、会長・会計の両理事が第7条に該当し不在の時は、監事を会長代行として開催する。
- (5) (2)の時、役員全員が第7条に該当し不在の時は、全会員の半数以上の書面により委任を受けた者を会長代行として開催する。ただし、会長代行の権限は臨時総会を開催し会長が選出される迄とし、最大2ヶ月間とする。
- (6) (3)・(4)・(5)の臨時総会では最初に会長を選出しなければならない。

第18条 (総会の議事)
総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 重要な財産の得喪、変更
- (4) 役員を選出
- (5) 解散
- (6) 通常総会では准員の会員入会資格審査
- (7) 要請があった場合は会員資格審査

第19条 (議決)
総会の議決は次の通りとする。

- (1) 議決は定款の変更と解散を除き、総会出席会員の過半数をもって決する。同数の場合は会長が可否を決める。
- (2) 定款の変更と解散の議決は会員総数の2/3以上が出席した総会で1/2以上の可決を必要とし、同数の場合は否決したものとする。

第20条 (解散)
解散は次の通りとする。

- (1) 解散は会員総数の2/3以上が出席した総会において、1/2以上の解散の可決を必要とし、同数の場合は否決したものとする。
- (2) 解散の議決が可決された時は、波夢倶楽部の資産は会計が全て現金化し、議決後3ヶ月以内に会長が全額を加古川市の「善意銀行」に寄付する。
- (3) 波夢倶楽部の書類は、解散議決後3ヶ月以内に会長が焼却処分をする。
- (4) 10年間以上の期間に一切の事業活動無く波夢倶楽部を放置した場合は、自然消滅解散とし、会長と会計は(2)と(3)を履行しなければならない。

- 第21条 (入 会)
入会は会長に書面で入会希望届(様式 5)にて届なければならない。
- 第22条 (退 会)
退会は会長に書面で退会届(様式 2)にて届なければならない。
- 第23条 (議事録)
総会の議事録は監事または監事の指名した署名人が、署名捺印しなければならない。
- 第24条 (資 産)
本団体の資産は、設立当時の寄付財産、寄付金、その他の収入とする。
- 第25条 (会計年度)
本団体の会計年度は1月1日から12月31日とする。
- 第26条 (届 出)
会長は次の各号に該当したときは、電波法令に従って届け出る。
(1) 構成員(会員)の変更があったとき。
(2) 定款の変更または、理事についての解任、選任
- 第27条 (会則の制定)
会則は役員会で制定する。
(1) 会則は役員会で半数以上の役員で可決で制定する。
(2) 定款に反する会則は無効とする。
(3) 会則は制定後、直近の総会で審議しなければならない。
- 第28条 (社団局の貸し出し)
会員は社団局の移動運用をする事が出来る。貸し出しを受ける方法は次の通りとする。
(1) 第四級アマチュア無線技士の免許範囲を操作出来る免許の者は FT-857 S 一式を貸し出す。
(2) 第三級アマチュア無線技士以上の免許範囲を操作出来る免許の者は FT-857 S 又は FT-857DM 一式を貸し出す。
(3) 貸し出しを希望する者は、希望日・希望期間・希望機種を社団局貸し出し申請書(様式 4)を会長に提出し許可を受けなければならない。
(4) 貸し出しされた機器は大切に使用しなければならない。貸し出しを受けた会員の責任に帰する故障・紛失は弁済しなければならない。
(5) 貸出機運用時のコールサインは社団局のものとする。
- 第29条 (会員情報変更の届出)
会員は会員情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届(様式 8)を会長に届なければならない。

第30条 (書面の提出方法)

会員の会長への書面の提出は次の通りとする。

- (1) 同意書(様式 1)と退会届(様式 2)と推薦状(様式 6)は書面にて会長に提出する。
- (2) (1)以外の書類の提出は、所定の様式を Eメールの添付ファイルで提出することが出来る。

第31条 (入会方法)

本会の入会方法は次の通りとする。

- (1) 入会希望届(様式 5)を会長に提出し准員となり、会員入会資格審査を受け認められ入会する。
- (2) 会員 3名以上の推薦状(様式 6)を添付して入会希望届(様式 5)を会長に提出し入会する。

第32条 (会員の退会)

本会の退会方法は次の通りとする。

- (1) 退会を希望する者は、11月 30日迄に会長へ退会届(様式 2)を提出しなければならない。
- (2) (1)の場合の退会日時は 12月 31日 23時 59分とする。
- (3) 退会届(様式 2)が 12月 1日から 12月 31日の間に会長へ提出された場合は、退会日時は翌年の 12月 31日 23時 59分とする。
- (4) 第 7条以外の途中退会は認めない。

第33条 (准員の定義)

本会の准員の定義は次の通りとする。

- (1) アマチュア無線の無線設備を操作出来る資格を有し、入会を希望し入会希望届(様式 5)を提出し、会員入会資格審査を受けていない者を准員とする。
- (2) 准員の期間は入会希望届(様式 5)提出後から会員入会資格審査までの 1年未満とする。
- (3) 准員は本社団が行う総会、無線設備の操作以外の事業に参加できる。
- (4) 准員は分担金を負担しない。
- (5) 准員は会員入会資格審査の結果に従わなければならない。
- (6) 准員は Eメールアドレスを登録しなければならない。

第34条 (付 則)

- (1) 平成 22年 2月 2日 制定
- (2) 平成 22年 3月 3日 改正
- (3) 平成 22年 4月 4日 改正